

- モニタリングポスト等
 - ・モニタリングポスト(67局)及び電子式線量計(33台)で、川内原子力発電所^{せんだい}周辺の空間放射線量率等を測定
 - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
 - ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(14台)を配備
- モニタリングカー等
 - ・空間放射線量率を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー(1台)、その他、可搬型モニタリングポスト等を運搬する車両を4台配備
- 大気モニタ(22台)、ヨウ素サンプラ(6台)
 - ・大気中放射性物質濃度を測定するための機器を整備



モニタリングポスト【42局】
(非常用発電機装備)



モニタリングポスト【25局】
(ソーラ発電、蓄電池装備)



電子式線量計【33台】
(蓄電池装備)



可搬型モニタリングポスト【14台】
(蓄電池装備、携帯・衛星電話通信機能付)

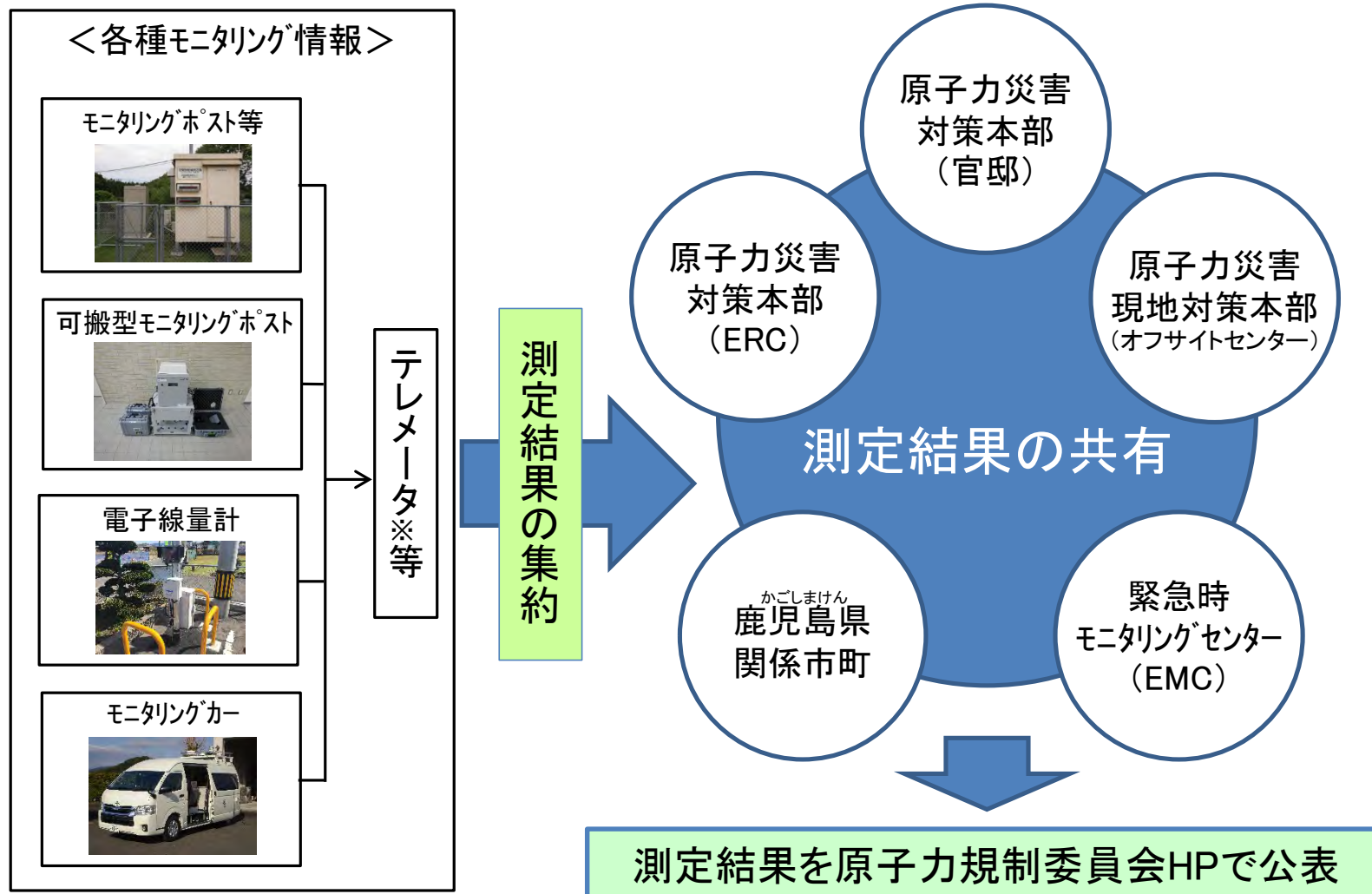


モニタリングカー【1台】



大気モニタ【22台】、ヨウ素サンプラ【6台】
(非常用発電機装備)

- 緊急時モニタリングの結果は、放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、EMC等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



※テレメータ: モニタリング情報収集装置

- 施設敷地緊急事態に至った際における、モニタリングの実施項目等は、鹿児島県が策定している「かごしまけん鹿児島県緊急時モニタリング計画」を踏まえ、国が「緊急時モニタリング実施計画」により定める。なお、同実施計画は、事態の進展に応じて、随時、改定を行う。
- 緊急時モニタリングは、当該実施計画に基づき緊急時モニタリングセンターが主体となって実施する。また、UPZ外、海域及び空域等の広域のモニタリングについては国が中心となって原子力事業者等の協力を得て行う。
- 緊急時モニタリングセンターでは、防護措置の実施判断のため空間放射線量率の測定を優先して行うとともに、大気中の放射性物質濃度測定等を行う。

鹿児島県緊急時モニタリング計画

令和2年3月

鹿児島県

参照の上、策定及び改定

緊急時モニタリング実施計画(例)

【記載する項目の例】

<実施項目>

例)

- 空間放射線量率の監視強化
- 必要に応じた可搬型モニタリングポストの設置
- モニタリングカーによる測定の実施
- 大気モニタ、ヨウ素サンプラの起動
- 飲食物中の放射性核種濃度の測定 等

<実施主体>

例)

- 国
- 地方公共団体
- 原子力事業者
- 関係指定公共機関 等

<情報共有／報告の体制>

<注意事項>

等

【その他添付資料等の例】

- 測定項目一覧 等

- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時モニタリングに係る動員計画」が策定された。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

<概要>

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等(以下「関係機関」という。)から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
- 上述の情報の更新の方法
- 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部(全面緊急事態においては、原子力災害対策本部)事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定。

関係機関の要員及び保有資機材数

(令和2年度調査による。鹿児島県及び九州電力を除く。)

	要員 (数)	可搬型モニタ リングポスト (台)	モニタリング カー(台)
国	17	75	22
道府県	922	256	39
原子力事業者	612	57	34
関係指定 公共機関等	96	6	2

※ 各資機材については保有数を記載。